|  |
| --- |
| **農地法第４条届出添付書類** |

【共通事項】 ・　添付書類は発行日から3か月以内のものをご提出ください。

・　受付時に届出者（代理の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード 等）

をご提示いただきます。（郵送の場合は本人確認書類のコピーを添付してください。）

・ 受理通知書交付日は届出書提出日の７日後です。祝日の場合は前日に繰り上げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | 備考 |
| １ | 届出書 | * ２通提出　（押印不要）
* 届出をする土地の権利者が複数の場合は、届出者を

連名としていただくか、共有者の同意書（添付書類８）を作成してください。 |
| ２ | 委任状　 | * 代理人が手続きする場合に添付
 |
| ３ | 都市計画図（市街化区域に存することを示す図面） | * [さいたま市地図情報システム](https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/)で出力（印刷）可

※ インターネットで「さいたま市　地図情報システム」　 と検索してください。 |
| ４ | 仮換地証明書※ 区画整理中（土地区画整理事業地内）の場合のみ | * コピー可
 |
| ５ | 届出者の住民票の写し | * 届出者が個人で、市外在住の場合に添付
* コピー可
 |
| ６ | 共有者の同意書 | * 届出を行う土地の権利者が複数である場合は添付

 ※ 連名で届出を行う場合は作成不要 |
| ７ | 届出者の住所に関する資料 | * 所有者の現住所が、土地全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合に添付

（資料例）　※ いずれもコピー可　戸籍の附票、前住所の記載がある住民票、住民票の除票、　住居表示変更証明書（住居表示実施の場合）、　町名地番変更証明書（区画整理等に伴う変更の場合）、不在住証明書（上記のいずれにも記録がない場合） |
| ８ | その他必要と認められる書類 | （資料例）・登記申請中に届出を行う場合：登記申請時に法務局で発行される「受付のお知らせ」のコピー・相続登記前の土地について届け出をする場合：被相続人・相談人の戸籍謄本の写し 及び 遺産分割協議書　　 |

※令和7年4月から土地および法人全部事項証明書の提出が省略できるようになりましたが、申請前に必ず登記内容をご確認のうえ、届出書を作成してください。届出書に記載した内容と登記内容が異なる場合、受付できない場合があります。なお、登記手続き中は連携システムで確認できません。その場合、受理通知書の交付はシステムで登記情報が確認でき次第となるため、交付予定日に交付できない場合があります。

|  |
| --- |
| **ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。**〒３３０－９５８８さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市役所10階さいたま市農業委員会事務局　農地調整課　農地調整係Tel　０４８－８２９－１９０３　　Fax　０４８－８２９－１９６６ |